

令和5年度 財政援助団体等監査の結果報告書

第1 監査の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に定める財政援助団体等に対する監査の概要は、下記のとおりである。

1 監査の目的

町から支出された補助金等が適正かつ効率的に執行されているかについて、出納その他事務の執行に関し監査を行い、もって町民福祉の向上に資することとした。

2 監査の対象

- (1) 令和5年度に町が補助金等の財政的援助を行った団体
- (2) 町が出資し、その出資比率が資本金、基本金等の4分の1以上の団体

第2 監査の実施

1 監査実施対象団体

社会福祉法人 北島町社会福祉協議会

2 監査の実施期間

令和6年7月22日（月）

3 監査の方法

監査に当たっては、当該監査対象団体を所管している社会福祉課、地域包括支援センター及び同団体から事業報告書、決算書及び関係資料等の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

4 監査の結果

社会福祉法人北島町社会福祉協議会の監査を実施した結果、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行、諸帳簿・関係書類の記録整理状況について、おおむね適正であると認められた。

5 収支の総括

令和5年度の経理区分ごとに収支総括は、次表のとおりである。

経理区分ごと収入支出総括表

(単位：円)

	経理区分	決算額	左のうち町費決算額
	収入	法人運営	69,744,979
社協啓発事業		0	0
地域福祉推進事業		10,369,472	9,926,372
ボランティアセンター事業		367,578	350,678
小地域福祉のまちづくり事業		181,219	94,919
北島町ふれあい総合相談センター事業		300,441	300,441
法人後見事業		167,590	3,590
日常生活自立支援事業		739,250	0
生活困窮者自立支援事業		3,200,000	0
介護予防事業		5,256,700	5,228,000
生活支援体制整備事業		1,000,000	1,000,000
生活支援サポートセンター事業		2,693,000	2,693,000
地域生活支援事業		296,000	296,000
児童館管理運営受託業務		98,333,635	85,948,848
募金啓発事業		380,447	0
居宅介護支援事業		17,015,938	0
善意銀行事業		23,163,328	0
合計		233,209,577	154,676,792

支出	法人運営	48,999,728	48,834,944
	社協啓発事業	0	0
	地域福祉推進事業	10,369,472	9,926,372
	ボランティアセンター事業	367,578	350,678
	小地域福祉のまちづくり事業	181,219	94,919
	北島町ふれあい総合相談センター事業	300,441	300,441
	法人後見事業	3,590	3,590
	日常生活自立支援事業	739,250	0
	生活困窮者自立支援事業	3,200,000	0
	介護予防事業	5,256,700	5,228,000
	生活支援体制整備事業	1,000,000	1,000,000
	生活支援サポートセンター事業	2,693,000	2,693,000
	地域生活支援事業	296,000	296,000
	児童館管理運営受託業務	98,333,635	85,948,848
	募金啓発事業	117,624	0
	居宅介護支援事業	12,799,434	0
	善意銀行事業	1,641,113	0
	合計	186,298,784	154,676,792

次年度繰越金	46,910,793	0
--------	------------	---

6 監査の意見

北島町社会福祉協議会は、補助金等の趣旨を踏まえ実施する事業については、各種広報媒体を有効に利用し、予め住民に対して十分に情報提供を行って下さい。そして、地域の様々な生活上の問題をみんなで考え、話し合い、協力して解決を図り、「誰もが安心して暮らせる、人に優しい福祉のまちづくり」を目指していただきたい。

令和5年度は年度初めに新型コロナウイルスも第5類感染症に分類されて、イベント・事業等の再開や参加者の増加も見受けられ、受託事業は適切な措置により良好に運営されていることを確認しました。

今後も、それぞれの事業について、補助金等は有効かつ効率的に執行し、充実した事業運営の推進に努めてください。

以 上